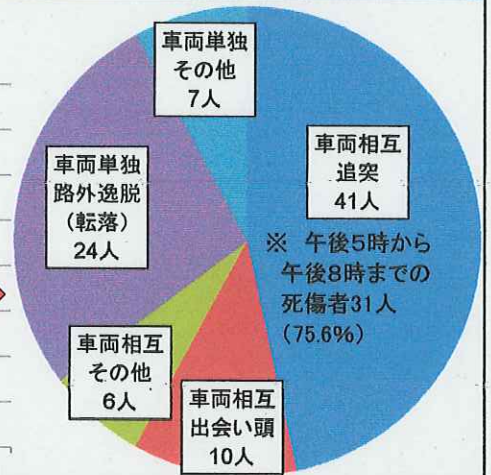
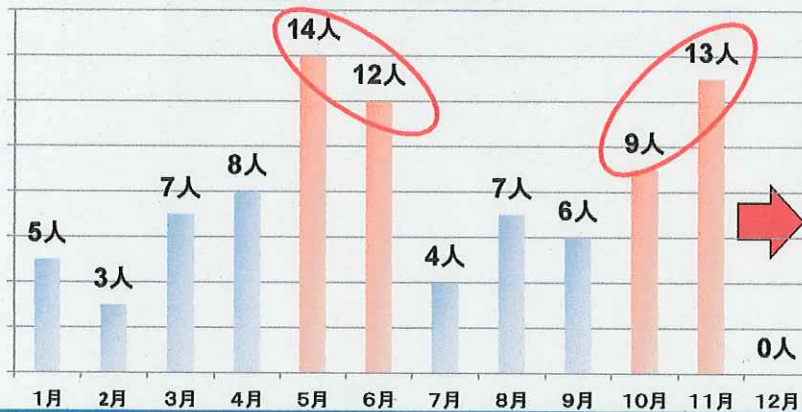




# 農繁期の交通事故防止 農作業車 (トラクター) の事故に要注意!!

月別・農作業車運転中の死傷者数  
(平成19年～平成28年)



過去10年間の兵庫県下における道路上での農作業車運転中の死傷者数は88人で、うち6名の方が亡くなっています。

月別の発生件数では、「5～6月」と「10～11月」の農繁期に事故が多発しています。

事故類型別では、「車両相互(追突)」と「車両単独(路外逸脱:転落)」で全体の約7割を占めています。

※ 交通事故統計の対象外ですが、道路外(田畑内)において、農作業車で死傷される事案も発生しています。

<p>事故事例</p>	<p>追突</p>	<p>路外逸脱</p>
	<p>夕暮れ時、走行中、後続の乗用車に追突され死亡</p>	<p>狭路を走行中、轍でバランスを崩して畑に転落し、死亡</p>

## トラクターの特性と事故防止のポイント

※ 公道を走行するには、道路運送車両法の保安基準の適合と車種に応じた運転免許(小型特殊自動車、大型特殊自動車)が必要です。

- 夜間は目立ちにくい(自動車等に追突される危険がある)。
  - ・ 夜間の事故防止のため、早めに作業を終了し、反射材を活用しましょう。
- ブレーキペダルが左右に分かれている(片輪だけブレーキがかかりバランスを崩す危険がある)。
  - ・ 公道を走行する際は、左右のブレーキペダルを確実に連結させましょう。
- バランスを崩した際に、路上に投げ出されるおそれがある。
  - ・ シートベルトを着用しましょう。
  - ・ 安全フレームの装着を検討しましょう。



# その農作業車は公道走行禁止!

## 農作業車は必ず、トラック等で搬送してください!

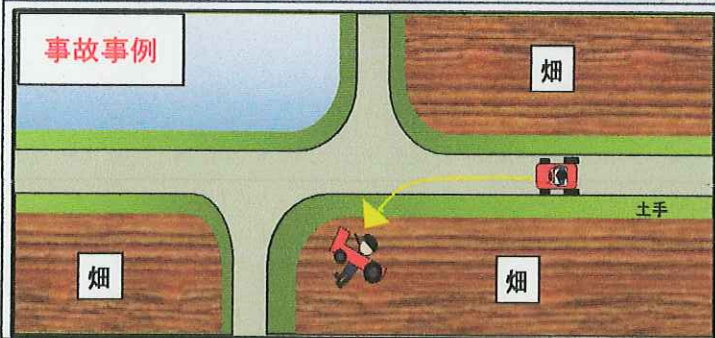
※ 小型特殊自動車として、国土交通省から型式認定を受けた車両を除く。

公道を通ることになるけど、自宅から畑まで近いし、運転していこう...

**農作業車での公道走行は非常に危険!**

- 前照灯を備えていない。
- 後部反射器を備えていない。
- 警音器を備えていない。
- など、道路運送車両法の保安基準に適合していない。

# 農作業車の公道上での重大事故が発生しています!



公道において、農業用運搬車を運転中、バランスを崩し、畑に転落し、車両の下敷きになり死亡  
同車両は、公道走行が禁止されていた。

## 農作業に従事される方へ

○ 多くの農作業車は、<sup>ほじょう</sup>圃場内での作業を目的に製造(取扱説明書を確認)されているため、道路運送車両法の保安基準を満たしているもの以外は、ナンバープレートが付いていても公道を走行できません。

( 小型特殊自動車のナンバープレートは、軽自動車税の登録のために市区町が発行(いわゆる課税標識)するもので、公道走行を許可するものではありません。 )

○ 保安基準に適合していない車両を運転すると道路交通法違反(整備不良)となります。

○ 農作業車を公道で運転する際は、保安基準への適合のほか、車種(小型特殊自動車、大型特殊自動車)に応じた運転免許が必要です。